

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	身体障害者手帳の交付関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、身体障害者手帳の交付関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付関係事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号、以下「法」という。)に基づき対象者に身体障害者手帳を交付する。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に使用する。 ・身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に関わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届け出に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	①障がい者福祉システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④住登外システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者手帳交付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の第11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 【情報提供の根拠】 ・別表第2の第16・27・28・31・54・55・56の2・57・79・106・116の項 第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳情報」及び「障害者関係情報」が含まれる項 【情報照会の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市市民部市民総務室 住所:吹田市泉町1丁目3番40号 電話:06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市福祉部障がい福祉室 住所:吹田市泉町1丁目3番40号 電話:06-6384-1347

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月15日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 福祉保健部 障がい福祉室 ②所属長 室長 後藤 仁	①部署 福祉部 障がい福祉室 ②所属長 室長 大嶋 秀明	事後	
平成28年11月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市市民生活部市民相談室情報公開課 住所:吹田市泉町1丁目3番40号	請求先 吹田市市民部市民総務室 住所:吹田市泉町1丁目3番40号 電話:06-6384-	事後	
平成28年11月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	吹田市福祉保健部障がい福祉室 住所:吹田市泉町1丁目3番40号 電話:06-6384-1347	吹田市福祉部障がい福祉室 住所:吹田市泉町1丁目3番40号 電話:06-6384-1347	事後	
平成28年11月15日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成28年11月15日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成29年9月6日	公表日	平成28年11月15日	平成29年9月6日	事後	
平成29年9月6日	2. 特定個人情報ファイル名	身体障害者手帳交付情報ファイル	障がい者手帳交付情報ファイル	事後	
平成29年9月6日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成29年9月6日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成30年8月24日	公表日	平成29年10月5日	平成30年8月24日	事後	
平成30年8月24日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 大嶋 秀明	②所属長 西村 直樹	事後	
平成30年8月24日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成30年8月24日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成31年3月8日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	<新規>	室長	事後	
平成31年3月8日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年3月8日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年3月8日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和1年8月16日	公表日	平成31年3月26日	令和元年11月7日	事後	
令和1年8月16日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	事後	
令和1年8月16日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	事後	
令和1年8月16日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 十分である	委託しない	事後	
令和3年8月18日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	改正法はR3.9.1施行。